平成３０年（フ）第２９５２号
東京都板橋区南常盤台１丁目９－10－308
債務者　佐藤　美穂
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９５４号
東京都新宿区高田馬場４丁目29－３－101
債務者　三浦三枝子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９５７号
東京都江戸川区平井１丁目１－３－103、住民票上の住所東京都豊島区東池袋２丁目44－１－502
債務者　鶴田　基文
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９５９号
神奈川県横浜市港北区大曽根台３－40－101
債務者　石原　由美
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９６１号
東京都世田谷区下馬２丁目38－17－306
債務者　池田　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９６２号
東京都板橋区成増１丁目34－10－203
債務者　澤田　貴士
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９６５号
東京都台東区浅草２丁目29－１－201
債務者　佐藤　明美（旧姓杉澤）
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９６８号
東京都江東区北砂３丁目14－16　互福ガーデンハイツＡ－１
債務者　大澤　　勲
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９６９号
東京都江戸川区本一色１丁目28－19
債務者　室伏多美子（旧姓平澤）
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９７０号
東京都板橋区大和町48－10－301
債務者　熊谷新之介
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９７２号
東京都文京区関口２丁目２－11－305
債務者　渡邊　　茂
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９７５号
東京都江東区新砂３丁目３－17－101
債務者　原島　欣一
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９８１号
東京都足立区六木１丁目５－12－301
債務者　周東　　舞
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９８４号
東京都板橋区氷川町43－７－301
債務者　三浦　　環
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部